

(14) いじめ・生徒指導研究センター**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

いじめ・生徒指導研究センターは、教育機関、学校及び地域社会と連携しながら、いじめや生徒指導等の学校教育の実践に関する諸課題に係る理論的・実践的・開発的研究を推進し、学校教育の改善、充実及び発展に寄与することを目的として、令和2年9月1日に設置された。

イ 組織の構成及び構成員等

組織は、センター長1人、兼務教員の准教授2人、講師1人で構成され、事務は研究連携課が担当している。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

令和5年度においては、以下のとおり3回開催した。

- ・令和5年7月12日（水）
- ・令和5年10月18日（水）
- ・令和5年12月19日（火）

イ 審議された主な事項

- ・いじめ・生徒指導研究センターの活動指針及び事業計画
- ・教育委員会等との連携協力事業の実施
- ・文部科学省委託事業の実施
- ・予算執行計画
- ・いじめ問題の防止に向けた教員向けオンライン研修講座ビデオの制作
- ・いじめ・生徒指導研究研修センターの設置

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

新潟県教育委員会、糸魚川市教育委員会、新潟県議会及び上越市議会等に対し、各自治体におけるいじめ・不登校等の未然防止・早期発見に関する取り組みについて提言するとともに、不登校特例校に係る情報提供及び意見交換を行った。

なお、県内外の教育関係機関等から依頼を受け、いじめ・生徒指導に関する研修会の講師について、センター教員を35回派遣した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等**ア 文部科学省委託事業の実施**

文部科学省委託事業「いじめ対策・不登校支援等推進事業」に申請・採択を受け、新潟県教育委員会及び村上市教育委員会と連携し、いじめ・不登校等の未然防止に向けた調査・研究を実施した。調査・研究結果については、事業成果報告書を制作し、新潟県内小中学校をはじめ市町村教育委員会及び近隣県教育委員会に送付・周知した。

イ 教育行政機関との連携

以下の教育委員会からの協力依頼を受け、各教育委員会主催の研修会講師を務めるとともに、管轄内の小中学校に対して、いじめ・不登校等の未然防止・早期発見、自殺対策、生徒指導等に係る調査の実施・分析及び指導・助言等に係る諸事業について連携を行った。

なお、各事業は次年度以降も継続して実施することとしている。

- ・新潟県教育委員会
- ・妙高市教育委員会
- ・村上市教育委員会
- ・関川村教育委員会

ウ 教育委員会委託事業の実施

新潟県教育委員会から包括連携に関する協定に基づく委託事業「令和5年度不登校対策プロジェクト校事業」の申請を受け、本センターが運営するWebコンテンツ「つながチャンネル」を活用し、不登校児童生徒及び保護者が他者と繋がる場を提供することにより、孤立させないための支援を行った。

6月に開設し、延べ25回実施した。

エ 教員研修に係る活動

大学ホームページに本センターのページを整備し、本センターの取り組み及びいじめ・生徒指導等に関する情報発信を行っている。

いじめ等への予防や対策への支援の一環として、教育現場での研修会等に活用することを目的に「いじめ・生徒指導に関するオンライン研修講座ビデオ」を制作・公開しており、令和5年度は、大学と教育委員会及び教育関係機関との連携を軸にした教育相談支援活動のあり方について、事業概要をまとめた広報ビデオを制作した。また、文部科学省委託事業「「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業」に申請・採択を受け、アニメーションによるいじめ防止等生徒指導に関するオンライン研修コンテンツを4本制作した。次年度以降もコンテンツを充実させ、広く情報発信及び教員研修へ参画する予定である。

さらに、リーフレット「上越教育大学いじめ・生徒指導研究センターレポート」を制作し、新潟県内小中学校をはじめ市町村教育委員会及び近隣県教育委員会に送付し、本センターの取り組みについて情報提供を行っている。